

オミクロン株感染拡大特別警戒期間における行動自粛について(1月13日UP)

本日(1月12日)から直ちに 「オミクロン株感染拡大 特別警戒期間」

「特別警戒期間」の主な要請内容等①

①県民への要請

- > **県外往来(変更)**
【法要請】(特措法第24条第9項)
○ **県外との不要不急の出張・往来自粛**
- > **県内行動(新規)**
【法要請】(特措法第24条第9項)
○ **混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛**

「特別警戒期間」の主な要請内容等②

②学校活動(県立学校)

- > 身体接触を伴う活動等は、**極力控える(変更)**
- > 校外交流は、**県内・県外ともに、目的や必要性、訪問先等を勘案して厳選(変更)**
※感染拡大地域との往来は特に注意
- > 練習試合や合同練習は、**県内・県外ともに行わない(変更)**

「特別警戒期間」の主な要請内容等③

③経済面の対応

- > **県内宿泊旅行代金割引(新みやん割)の新規販売停止(変更)**
・対象者:愛媛県民及び隣接県(香川県、徳島県、高知県、大分県)在住者
・期間:1/13～当面の間(※広島県、山口県在住者は1/7～停止中)

①県民への要請

①県民への要請

- > **会食注意(変更)**
【協力依頼】⇒【法要請】(特措法第24条第9項)
○ **大人数、長時間を避けて(全県ルール)**
(1テーブル4人まで、テーブル間隔は十分確保、移動なし)
松山市、今治市、宇和島市、**新居浜市(追加)**、**西条市(追加)**
◇認証店以外は、「4人以下で、概ね2時間以内」
※ワクチン2回接種者も含めて対象
◇認証店は、「全県ルール」を適用
※同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない
○ 県外往来や来県者と接触のある方は、参加は極力控えて
※参加する場合は、無料検査所も活用し、陰性を確認した上で参加
○ 発熱だけでなく、鼻水やのどの痛み、倦怠感や消化器症状(下痢)など風邪症状のある方は、絶対に出席しない、させない
○ 認証店など、感染対策を徹底されたお店を利用(特に換気の確認)

1月9日の成人式へ参加された方等へのお願い

- **成人式への参加者**
特に、県外から来県した出席者とマスクなしで会話や会食を行った方
→ **当面1週間、人混みや会食への参加を極力控えて**
- **成人式に参加した方と同居する家族**
少しでも症状があれば
→ **すぐに、連絡のうえ、医療機関を受診**

1月12日から「オミクロン株感染拡大特別警戒期間」となりました。知事会見の資料を掲載いたします。ご確認ください。ご家庭におかれましても、感染症対策の徹底をお願いいたします。